



各 都 道 府 県 労 働 基 準 局 長 殿

労 働 省 労 働 基 準 局 長

## 地方労災医員の効果的活用体制の整備について

地方労災医員については、昭和56年1月1日付け基発第1号及び昭和62年12月22日付け基発第721号に基づき運用しているところであるが、労働者災害補償保険審議会認定問題小委員会の報告（平成5年1月20日付け基発第38号参照）を踏まえ、今般、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）をはじめとする疾病に係る労災請求事案の迅速処理を図る観点から、地方労災医員の定数の見直しを含め、下記に基づき地方労災医員の一層の効果的活用を図ることとしたので、その体制整備に努められたい。

なお、地方労災医員の定数については、別途通知する。

### 記

#### 1 地方労災医員の委嘱について

地方労災医員の委嘱に当たっては、管内における職業性疾病等に係る労災請求状況等を勘案の上、特定の専門科目に偏ることのない構成となるように指示しているところであるが、特に、任期満了時においては、各地方労災医員の活動実績等を考慮して再委嘱の必要性を検討の上、委嘱する医師を選定するように努めることとされたい。

#### 2 地方労災医員の活用について

(1) 労働基準監督署長が業務上外の認定を行うに当たっては、医学専門的な意見が不可欠であるが、この意見を地方労災医員に求める際には、調査に万全を尽くし、十分な資料を提示する必要がある。

そのため、調査実施計画の策定など調査の初期の段階から地方労災医員に医学専門的事項に関する助言・指導を受けながら調査を進めるよう配慮し、事案に応じた的確な調査を実施されたい。

なお、脳・心臓疾患に係る労災請求事案の調査に当たっては、平成5年3月31日付け基発第204号により改正した業務起因性判断のための調査実施要領を活用されたい。

(2) 脳・心臓疾患に係る労災請求事案については、他の疾病に比較して多岐にわたる調査が必要であるが、地方労災医員の医学的見地からの助言は、効率的な調査を実施する上で極めて重要であることから、脳・心臓疾患に係る労災請求事案が多数見込まれる労働基準監督署を管内に有する都道府県労働基準局においては、調査の進展に応じた適切な助言が得られ、かつ、調査終了後すみやかに必要な意見が得られるようにするため、脳・心臓疾患を専門とする地方労災医員を当該労働基準監督署に配置するよう努められたい。

### 3 地方労災医員協議会について

地方労災医員による協議を円滑に行うため、各都道府県労働基準局に地方労災医員協議会（専門部会を含む。以下「協議会」という。）が設置されているが、その開催に当たっては、協議会の構成員に対し、あらかじめ事案の概要等をまとめた資料を送付するなど事前の準備を行って協議会の効率的な運営を図るとともに、局・署の連携をとりながら時機を失することなく協議会を開催し、もって事案の迅速処理に努めることとされたい。

特に、脳・心臓疾患に係る労災請求事案に関しては、専門部会において事案の効率的な処理を図ることが迅速・適正な認定に資することから、専門部会が設置されている都道府県労働基準局においては、引き続き専門部会の有効な活用に努めることとされたい。また、専門部会が設置されていない都道府県労働基準局にあっては、脳・心臓疾患に係る労災請求事案の処理に関する地方労災医員あるいは協議会の活用方法について再点検するとともに、管内における脳・心臓疾患に係る労災請求件数等を勘案の上、専門部会を設置するよう努められたい。

なお、前記2(2)に基づいて労働基準監督署に配置した脳・心臓疾患を専門とする地方労災医員についても、協議会の構成員となるべきものであるので、念のため申し添える。